

「地方裁量型認可化移行施設」(仮称)の創設について

- 待機児童解消のための保育の受け皿拡大と保育の質の確保は「車の両輪」であり、保育園等による保育は、国が定める設備運営基準を満たす保育園等により実施されることが基本。
- 一方で、各自治体が独自の創意工夫のもと、待機児童解消のための取組に積極的に取り組めるよう、国家戦略特区において、待機児童が多い自治体が自ら定める基準に基づく「**地方裁量型認可化移行施設**」(仮称)を**設置**して、「保育支援員」等を活用しながら待機児童の解消に取り組むことを認める方向で検討(時限措置)。

大阪府・大阪市提案

保育需要に対応するため、国家戦略特区において、下記人員配置に係る特例を認めてほしい。

- ①認可保育園において、所定の研修(※)を修了した「**保育支援員**」について、配置基準上必要な**保育士の3分の1に置き換えて配置**できるようにしてほしい。

(※) 27時間の座学研修+480時間のOJT研修

【参考】保育士の養成課程での履修時間：約1,000時間

- ②上記配置を行った場合も(認可保育園として)**公費による支援**を行ってほしい。

(例) 人員配置基準上、12人の保育士配置が求められる保育園の場合、保育士のうち3分の1(4人)を**保育支援員(1.5人で保育士1人に換算)**に代えて、保育士8人・保育支援員6人で保育業務を行う。

厚生労働省対応案

特区において、各自治体が、独自の設備運営基準(配置基準の**6割以上**は保育士)のもと「**地方裁量型認可化移行施設**」(仮称)を設置することを認める(待機児童解消までの時限措置)。

- ①(保育士不足で運営が困難などの緊急的な場合に限り)**認可保育園からの移行も可能**
- ②「地方裁量型認可化移行施設」に対して、国の運営費の基準額にならい、**設備・運営に応じた運営費を補助**。
(※)30予算で認可化移行運営費の充実を図っており、安定財源の確保しつつ、31予算要求に向けて検討。
- ③認可化移行の計画期間は5年間とし、**自治体の判断で延長も可能**とする。
- ④保育事業者と利用者の**直接契約**
- ⑤**保育の質**の確保のため、下記措置等の実施を義務付け。
 - ・地方裁量型認可化移行施設への**定期的な指導・監査の実施**や**運営状況の見える化**
 - ・都道府県の**協議会による人材確保策の実施・公表**

※ 厚生労働省における「保育の質」の確保・向上のための多面的な検討に資するよう、自治体の協力を得て、その実施状況等を把握し、分析・評価する。